

9月20日～26日は動物愛護週間 ペットは家族、一緒に幸せに！



- ・ペットの遺棄は犯罪です
- ・野良猫や地域猫は駆除を目的に捕獲してはいけません
- ※特に親猫が子育て中は子猫を捕まえない

ペットを飼うということ
命を預かるということ

動物たちは私たちにとって身近な存在で、人の心を優しく豊かにしてくれる存在です。一方で、動物への虐待や飼育放棄がある現実も忘れてはいけません。

ペットを飼うということは、そのペットの命を預かるということです。「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条には飼い主の責務が書かれています。本市では、犬や猫などのペットの命を大切にするため、また共に生きていける社会づくりのために、さまざまな事業を行っています。

この動物愛護週間に機に、本市の取り組みを改めてご紹介します。
飼い主が果たすべき責任、また身近にいる動物たちについて、考えてみませんか？

問い合わせ先

生活環境課 28・6145

そのほかの取り組み 動物との共生のために

- ・犬や猫のご相談
 - ・ペット犬のフンの看板の貸し出し
 - ・猫の捕獲用の檻の貸し出し
- などを行っています。



四国中央市

民間も幅広く活動

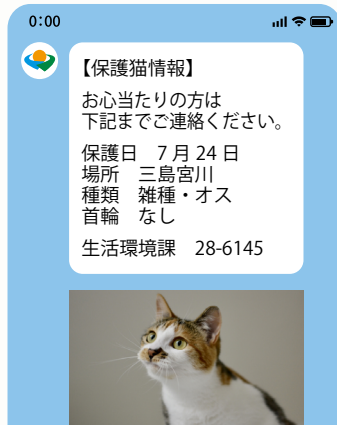
本市には、動物愛護や保護をしている団体やネットワーク、個人の方が多くいます。最近では猫の保護活動やTNR活動（不妊去勢手術）をして、命を見守っている個人の方も多く、飼い主や親猫のいない子猫を保護・飼育し、里親探しや譲渡会などの取り組みをされています。また、猫の保護施設を設置して幅広く活動されている団体もあります。

NEW 飼い主を早く探すために 保護情報をLINEで提供

LINE 四国中央市公式
LINEアカウント

写真付きで保護犬や保護猫の情報配信を始めました。

市公式アカウントに登録し、受信設定で「くらしの情報」を選んでください。



市役所での取り組み

市では「迷い犬」や「迷い猫」のお預かりをしています。このほか、ペットと共生できる社会づくりのために次の取り組みを行っています。



飼い主のいない不幸を減らす 不妊去勢手術を補助

犬や猫 1匹 **5,000**円(上限)

※申請者1人に3匹まで
(条件) 市内在住、市税に滞納がない
など諸条件があります

※今年度の受付は終了しました